

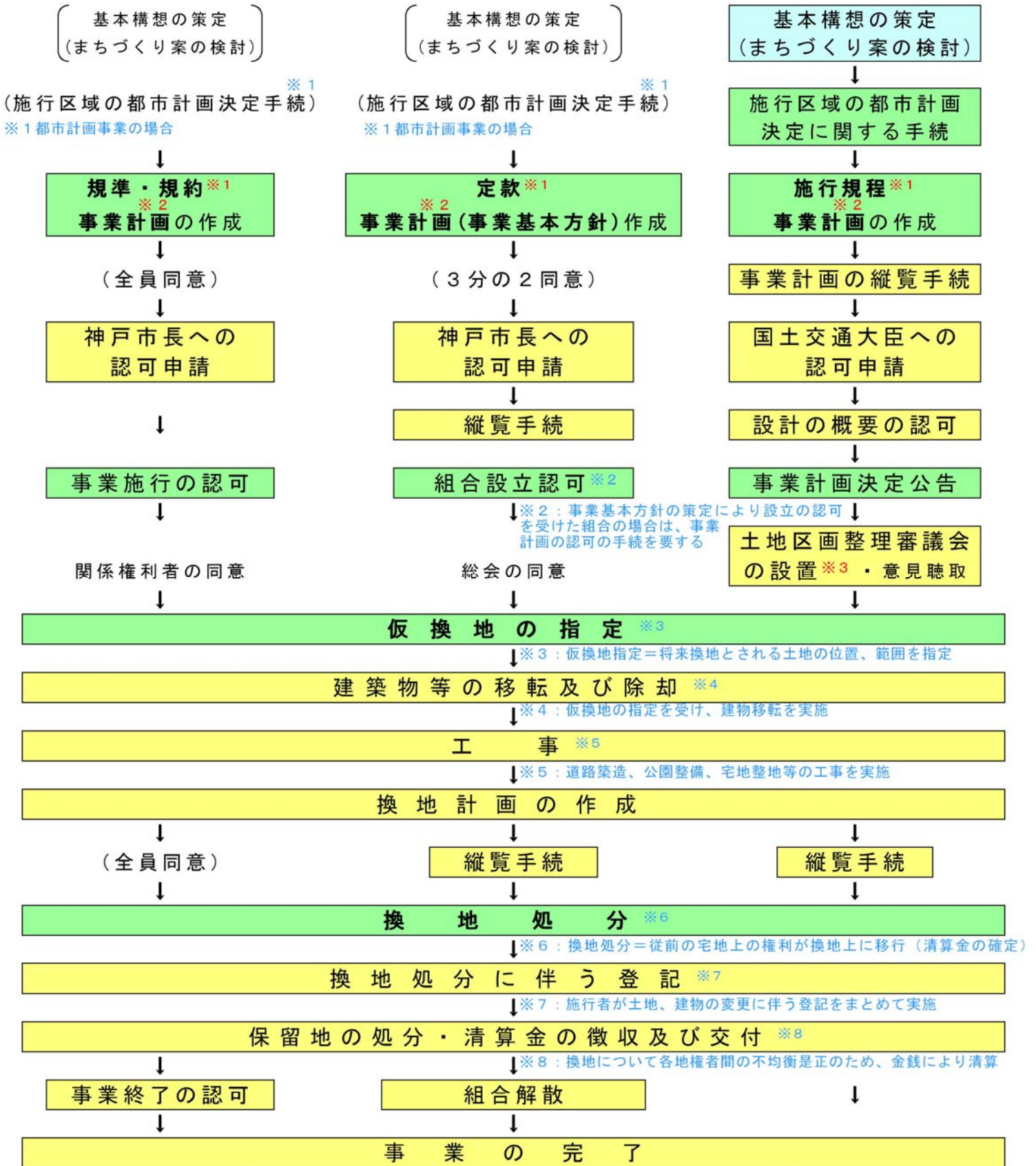
土地区画整理事業の流れ【神戸市の場合】

〔個人施行者〕

〔土地区画整理組合〕

〔地方公共団体〕

(神戸市)



※1：規準、規約、定款、施行規程＝施行者、権利者が準拠すべき規則

※2：事業計画＝施行地区、設計の概要、事業施行期間、資金計画

※3：土地区画整理審議会＝施行地区内の地権者の代表として選挙により委員選出
→換地計画、仮換地指定等について議決（組合施行の場合総会が議決）